

第21回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年4月9日（金）
午後5時30分から
場所 大会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

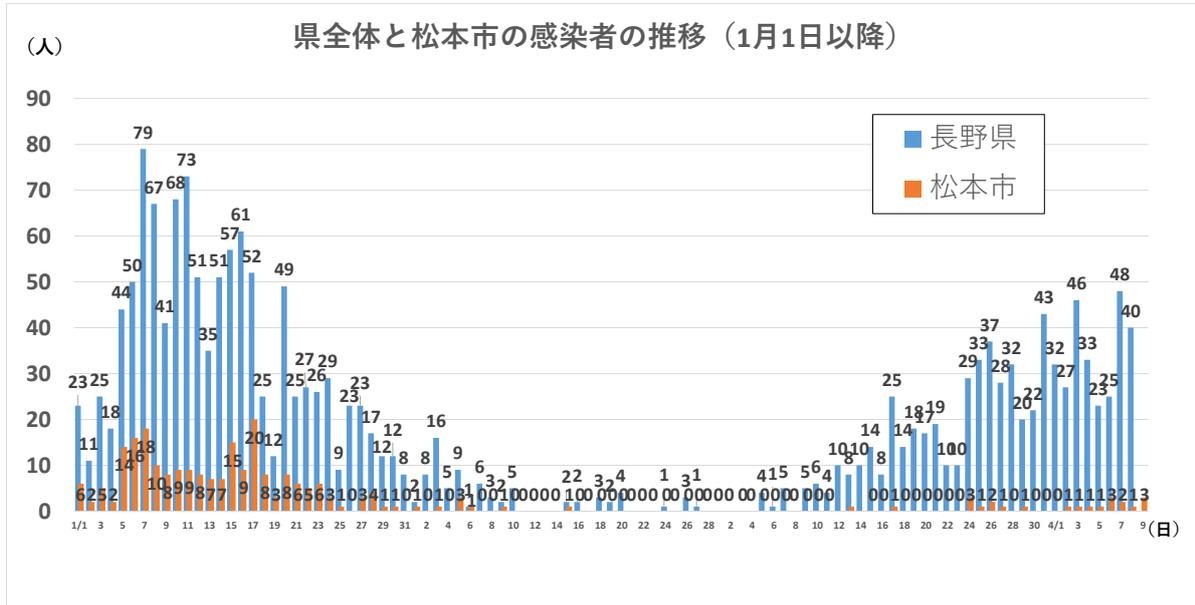
- (1) 県内、松本圏域及び市内の感染状況等
- (2) 4月10日以降の対応方針（案）
- (3) 各部局からの報告

4 その他

5 閉会

松本市は、4月9日現在
長野県は、4月8日現在の数字

1 県と市の感染者状況



新規感染者数 県 1,884人 直近1週間（4/2～4/8）242人
松本市 245人 直近1週間（4/3～4/9）12人 10万人あたり 5.04人

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値
直近1週間の人口10万人当 たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本広域圏	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	12人	24人	48人

- 2 中信地域の病床ひっ迫度（1/18 午後8時時点） 86.1%
（2/1 午後8時時点） 48.1%
（2/25 午後8時時点） 0.8%
（3/28 午後8時時点） 7.4%
（4/7 午後8時時点） 13.9%

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

- 3 市立病院のコロナ病床使用率（1/18） 89.2%（33／37床）
（2/1） 37.8%（14／37床）
（2/25） 0%（0／37床）
（3/28） 25.0%（4／16床）
（4/8） 62.5%（10／16床）

4月10日以降の対応方針について

県内、松本圏域の動向及び、県からの要請内容を踏まえ、4月10日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状認識

松本市保健所が設置された4月1日以降、連日陽性者の報告があり、直近1週間（4/3～4/9）の松本市の直近1週間の10万人当たり新規陽性者数は5.04名（陽性者12名）であり、県レベル3相当となっています。それ以前の1週間（3/27～4/2）の10万人当たり新規陽性者数1.26名（陽性者数3名）と比較して増加傾向が見られます。

この間の陽性者については、県外滞在歴のある陽性者が6名であり、年度末の人の往来が影響し始めていると推測されます。現在のところ、医療施設や高齢者施設等の集団感染につながる事例は報告されていません。

医療提供体制については、4月7日20時時点での、中信地区の病床逼迫度は、13.9%であり、8日の市立病院コロナ病床の稼働率は62.5%（10床）となっております。やや稼働率が上がっていますが、圏域外の患者を積極的に管内医療機関が受け入れている影響があります。現在のところ、圏域内での入院調整は円滑に実施されています。

県内外での陽性者の増加を鑑み、年末以降に経験した感染拡大を再現させないためにも、市民の一人一人に感染予防のための行動の徹底を改めてお願いするものです。

2 市の方針

(1) 県の対応

- 別紙1 4月8日 『全県に「医療警報」を発出します』
 - 別紙1-1 4月8日 『「医療警報」発出に当たってのお願い』
 - 別紙1-2 4月8日 『「医療警報」発出に伴う対策パッケージ』
- ※ 市として県の要請に対して協力します。

(2) 市の対応方針

県内では、一部地域において3月中旬以降、感染が急速に拡大し、松本圏域においても新規陽性者が増加傾向にあります。また、4月8日に県が全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げたことから、3月1日からの「日常回復期」の取り組みを、4月末までを目処に「警戒期」に戻し、対応することとします。

また、新型コロナウイルスワクチンが供給されしだい、速やかに市民を対象としたワクチン接種を開始できるよう準備を進めます。

(3) 市民への呼びかけ

警戒期の感染防止のお願いとして、特に会食で注意することについて、別紙2のとおり市民へ呼びかけます。

また、飲食店の皆さんには、前回お示しした留意点について、引き続き協力を呼びかけることとします。

(4) 警戒期の市の対応

ア 公民館や福祉ひろばにおける、三密になったり、飛沫感染のリスクが高い（飲食・大声を出す）事業及び活動は、自粛をお願いすることとします。

イ 高齢者施設等の従業員に対する集中的な検査の実施を検討します。

全県に「医療警報」を発出します

令和3年4月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

3月中旬以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（4月1日～7日）の新規陽性者数は241人まで増加しています。また、従来株よりも感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

県としては、病床のひっ迫を避けるため、可能な方については宿泊療養や自宅療養をお願いしているところですが、4月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は26.5%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。上田圏域、長野圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応しており、身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。

さらに、全国的な感染の拡大傾向を踏まえると、本県においても、さらなる感染の拡大が懸念されることから、全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ（既にレベル3以上である圏域を除く）「新型コロナウイルス警報」を発出します。

今がまさに、入院患者の増加を食い止められるかどうかの極めて重要な局面であるとの認識のもと、大切な命と暮らしを守るため、『「医療警報」発出に当たってのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、狭く、強く、短く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります(2) 医療体制を強化します(3) 事業者感染防止対策の徹底を働きかけます(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施します。

また、陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実を図るほか、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を行います。

(2) 医療体制を強化します

県内医療機関に対して、広域的な入院調整を行うとともに、さらなる受入可能病床数の拡充を図ります。

(3) 事業者へ感染防止対策の徹底を働きかけます

ガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行うとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」として利用啓発に取り組みます。

(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます

医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを行います。

また、職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化します。(県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底します。)

3 県民・事業者の皆様への協力をお願い

市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願いしていきます。

また、言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を行います。

令和3年4月8日

3月中旬以降感染が急速に拡大しており、一部の圏域では身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。また、感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

このまま入院者数が増加を続ければ、医療機関の負担がさらに高まり、通常の医療提供にも影響が及び「医療非常事態宣言」を発出する状況に陥りかねません。

県民の皆様におかれては、これまでも3密（密閉、密集、密接）の回避やマスク着用、手洗い・手指消毒など、基本的な感染防止策の実施にご協力をいただいているところですが、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、今一度、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、特に次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

医療警報発出中、特にお願いしたいこと

- 1 高齢者、基礎疾患がある方は、感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いいたします。
- 2 会食については、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくようお願いいたします。
- 3 感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省はできるだけ控えるようお願いいたします。訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じるようお願いいたします。
※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問等についても注意喚起を行う場合があります。
- 4 旅行はできるだけ同居のご家族と県内でお楽しみいただくようお願いいたします。
- 5 事業者の皆様、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いいたします。また、県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いいたします。
(現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。)
- 6 事業者の皆様、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いいたします。また、休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 7 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校や保育園における感染例が確認されているため、施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

- 3月中旬以降、感染が急速に拡大。一部圏域では身近な医療機関に入院できない方も
- 感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株を県内でも確認

⇒ **入院者数の増加を食い止め、県民の命と暮らし、そして医療を守るための重大な局面**

I 県としての対策強化

1 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実

- ・濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施
- ・変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施
- ・陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実
- ・集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を実施

2 医療体制の強化

- ・県内医療機関に対して広域的な入院調整を行うとともに、受入可能病床数を更に拡充

3 事業者による感染防止対策の徹底

- ・ガイドラインチームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知等を実施
- ・「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」としての登録を推進

4 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底

- ・医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを提供
- ・職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化（県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底）

II 県民、事業者への協力をお願い

- ・市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願い
- ・言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を実施

III 暮らしと産業の支援

1 生活にお困りの方への支援

- ・休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付を実施（国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助）
- ・低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給
- ・国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援
- ・就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を実施

2 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援

- ・県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給
- ・市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

3 経済的影響を受ける事業者への支援

- ・産業・雇用総合サポートセンターにおいて、経営や雇用などの相談に対応
- ・飲食店を安心して利用していただくため、「信州の安心なお店」の登録推進やテイクアウト・デリバリーを促進



まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版”新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版”新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

①人と人の距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しに、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
 - ☑ テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
 - ☑ 入口や手洗い場には消毒液を用意
 - ☑ お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
 - ☑ こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が戻っても2日は控える)

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

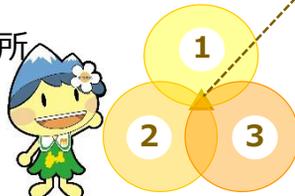
- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い 密閉空間
- ② みんなが集まる 密集場所
- ③ 近くで話す 密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



松本市 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



「県 新型コロナ対策推進宣言」
サイト

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

(周知事項)

新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて（通知）

1 趣旨

県内の急速な感染拡大を受け、全県に「医療警報」が発出されるとともに、全圏域の感染警戒レベルが3に引き上げられ、「新型コロナウイルス警報」が発出されました。市内でも、連日感染者が確認されており、今後、さらに気を引き締め警戒する必要があることから、改めて職員に対し、感染防止のための取組みの徹底をお願いするものです。

2 勤務体制における取組み

特に本庁舎や大手事務所などの密状態になりやすい職場は、以下の取組みにより、毎日の出勤者を常時2割削減してください（職員課への報告は不要です。）。

(1) 在宅勤務（在宅勤務・サテライトオフィス。対象は、正規職員のみ）

ア 各職場に配備されたタブレット型パソコンや在宅勤務用リモートアクセス接続回線の利用により、在宅勤務を実施してください。

イ サテライトオフィスは、梓川支所、四賀支所及び情報創造館庁舎で実施できますので積極的な利用をお願いします。

(2) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてしてください。

(3) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(4) 年次有給休暇

事務に支障がない範囲で積極的に取得してください。

3 執務環境等における取組み

(1) 午前10時と午後3時の庁内放送にかかわらず、常時換気を行うなど、各職場の執務室内の状況により、換気の回数を増やし、換気の徹底を図ってください。

(2) 執務中は、常時マスクを着用してください。

(3) 昼食時など、マスク未着用での会話は厳に慎んでください。

- (4) 会議は、可能な限りテレビ会議システムを活用することとし、出席者を集めての会議では、密にならないよう配慮してください。

4 出張に係る取組み

- (1) 市外への出張は真にやむを得ないものとしてください。
- (2) また、市内における出張は感染に十分留意し、対応してください。

5 私生活における取組み

- (1) 高齢者や基礎疾患のある方に感染を広げないように、外出の際は慎重に行動するとともに、家庭内での感染対策を徹底してください。
- (2) 感染拡大地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、慎重に判断してください。
- (3) やむを得ず、往来又は家族が帰省する場合は、職場での報告の徹底をお願いします。
- (4) 原則、往来後の自宅待機の対応は行いませんが、これまで以上に体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、出勤せず早めの相談・受診をお願いします。
- (5) 往来後は、家庭内での感染予防にも努めてください。

6 会食に係る取組み

- (1) 密になりやすい大人数（5人以上）での会食は避け、2時間以内に留めてください。
- (2) これまで一緒に生活・勤務していなかった人との会食は、できるだけ控えてください。
- (3) 会食の際は、県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」など、新型コロナ対策を講じている飲食店を利用するとともに、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」（別紙）を遵守してください。

7 感染時の対応

別紙のとおり（R3.1.12 更新）

8 今後の対応

取組内容は、市内における今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時見直します。



まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版”新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版”新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

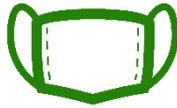
①人と人の距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しに、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
 - ☑ テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
 - ☑ 入口や手洗い場には消毒液を用意
 - ☑ お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
 - ☑ こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が戻っても2日は控える)

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

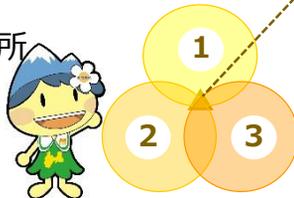
- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い **密**閉空間
- ② みんなが集まる **密**集場所
- ③ 近くで話す **密**接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



松本市 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



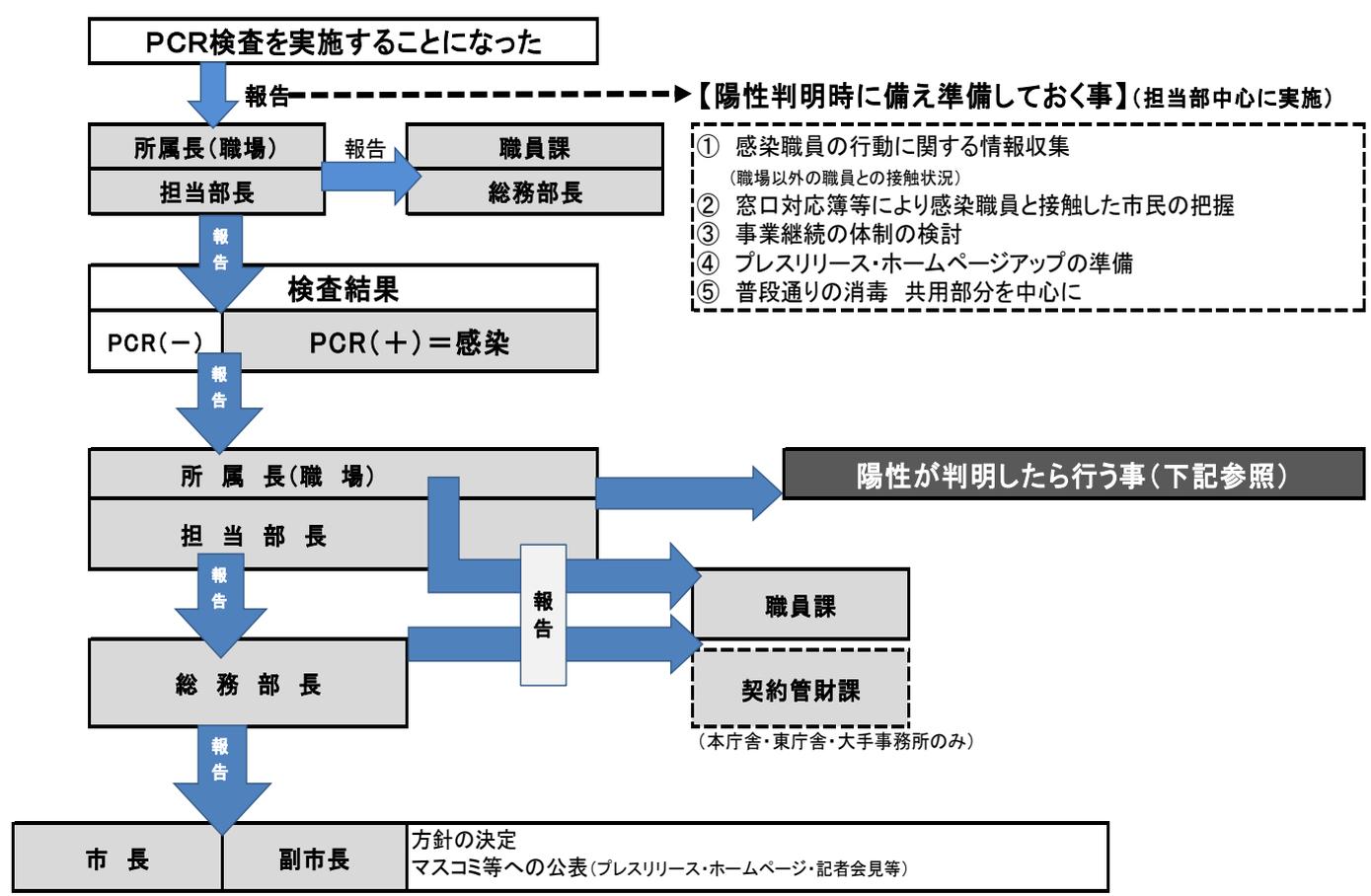
「県 新型コロナ対策推進宣言」
サイト

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

職員が感染した場合の報告及び対応

* 緊急事態として迅速に対応すること(夜間・休日にかかわらず)



- 【陽性判明時に備え準備しておく事】(担当部中心に実施)
- ① 感染職員の行動に関する情報収集 (職場以外の職員との接触状況)
 - ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
 - ③ 事業継続の体制の検討
 - ④ プレスリリース・ホームページアップの準備
 - ⑤ 普段通りの消毒 共用部分を中心に

陽性が判明したら行う事

* 保健所の調査結果により濃厚接触者特定 消毒個所、範囲の助言

【開庁時】感染職員の所属職場のフロア・施設の閉鎖
(本庁・東庁舎・大手事務所の場合、状況により庁舎閉鎖)
 * 感染職員の出勤状況を確認の上(いつまで出勤していたか)

職員課(職員管理)

- ・保健所調査前の準備・協力 (接触者リスト準備・職員の健康状況確認)
- ・濃厚接触者の特定後、自宅待機者の範囲を決定→指示
- ・プレスリリースの対応等

広報課

プレスリリース・ホームページアップの調整

契約管財課(消毒関係) : 本庁舎・東庁舎・大手事務所のみ

- * 開庁の場合: フロア・施設の閉鎖→市民誘導
- ・庁内消毒手配・自衛防災隊防災責任班への協力要請
- ・保健所の助言に基づき消毒

所属課(感染職員職場)及び担当部 状況に応じ関係課(濃厚接触者となる可能性が高い職場)

- 【事前準備】
- ① 感染職員の行動に関する情報収集(職場以外の職員との接触状況)
 - ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
 - ③ 事業継続の体制の検討
 - ④ プレスリリース・ホームページアップ

+

職員への指示

【開庁日】職場での待機を指示(保健所からの指示あるまで)
 感染職員との接触状況を確認(職場聴き取り)←職員課
 【休日等】自宅待機等の指示(保健所からの指示あるまで)

必要に応じ消毒(保健所からの助言による)